

高知
県特別
高圧電気料高騰緊急支援給付金
第3期・第4期
のご案内

高騰する電気料金の負担を軽減し、県内での事業運営を支援します。

給付対象者

高知県内に所在する事業所において、電気を特別高圧契約(※1)で受電・利用している
①鉱工業(※2)、②商業施設を営む者、③該当商業施設内のテナント事業者

(※1) 低圧(商店・一般家庭など)、高圧(中小ビル・中小規模工場など)ではない7000V超の電圧契約

(※2) 日本標準産業分類の大分類C鉱業、採石業、砂利採取業及び大分類E製造業に該当する者

大企業(みなし大企業含む)については、令和5年8月～令和6年7月に決算期のあった事業年度の本県内の特別高圧を利用する事業所・店舗の営業利益額が前事業年度比で減少している者が対象となります。

第3期

令和6年
8・9・10月
利用分申請
受付期間

～2月28日(金)まで

令和7年
1・2・3月
利用分

第4期

申請
受付期間令和7年4月1日(火)
～5月31日(土)まで

※第3期分と第4期分では申請書が異なりますので、それぞれ分けて申請するようにお願いします。

給付内容

給付対象期間に使用した特別高圧電力使用量(実績値)に対し、1キロワットアワ-当たり
給付金単価を乗じた金額を給付します。(1給付対象者あたり50,000千円が上限)対象事業者の
給付金単価 [※1]

×

申請する期間の
特別高圧電力使用量

＝

給付額

[※1] 給付金単価は、以下各月の値引き単価を元に所定の計算式を用いて、事業者ごとに算出します。
<申請書に必要な数値を入力していただければ、自動で計算されますので、まずは申請書類をダウンロードしていただくことをお勧めします。>各月の
値引き
単価令和6年 8・9月：2.0円
10月：1.3円各月の
値引き
単価令和7年 1・2月：1.3円
3月：0.7円

※給付金単価の上限額は各月の値引き単価となります。但し、大企業(みなし大企業含む)の場合は1/2を乗じた額となります。

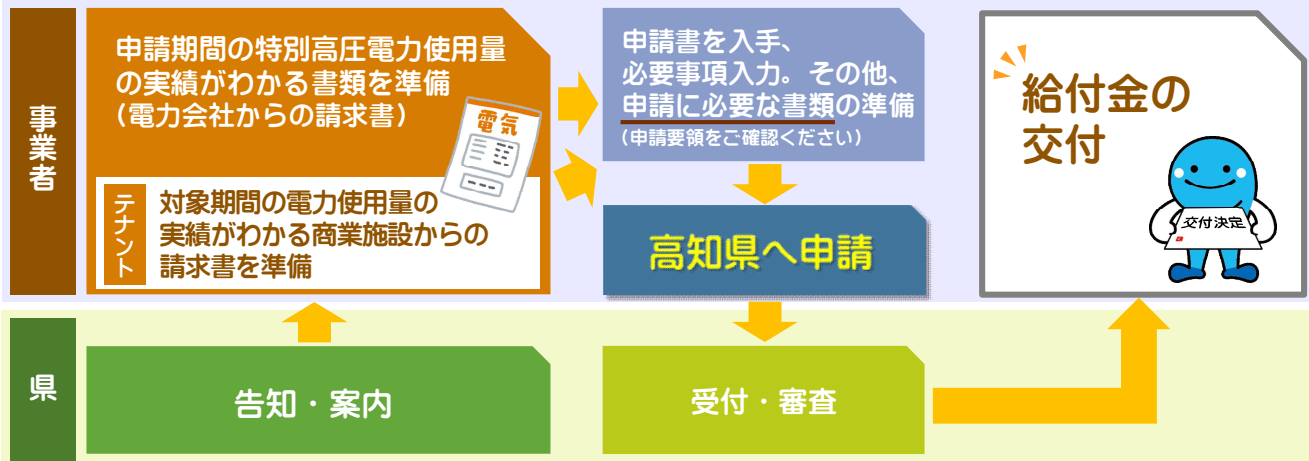
裏面もご確認ください。

詳しくは

高知県 商工政策課

検索

給付までの主な流れ(イメージ)



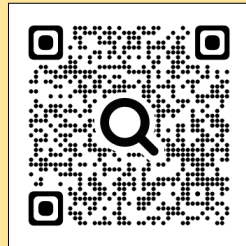
申請書のダウンロードや要綱・要領の確認はコチラ

下記の掲載ページに、必要書類(申請書など)、各期の要綱および要領のダウンロードデータを掲載しています。必ず、申請しようとする期間の申請書で申請してください。

高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金 第3期・第4期についてのお知らせ

高知県HP→商工労働部→商工政策課→特別高圧電気料への支援について

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024021400210/>



事務局への申請はコチラ 電子申請または郵送にて受け付けております。

高知県電子申請システム

- いつでも、どこでも、行政手続きをインターネットで行うことができます -



第3期申請受付はこちら

令和6年8・9・10月利用分

申請
受付期間 ~2月28日(金)まで

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13056



第4期申請受付はこちら

令和7年1・2・3月利用分

申請
受付期間 令和7年4月1日(火)
~5月31日(土)まで

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13088

郵送による申請

簡易書留・特定記録など、必ず追跡できる方法で、申請書類一式を下記事務局宛てに郵送してください。* 郵送料は申請者にてご負担をお願いします。

お問い合わせ



高知県特別高圧電気料高騰緊急支援給付金事務局

(〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県商工労働部企業誘致課内)

お気軽にお問い合わせください。
〈受付時間〉午前8:30~午後5:15まで(平日のみ)

088-823-9541